

平成二十三年七月五日受領
答弁第一七五号

内閣衆質一七七第二七五号

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百二十五号）第一条に規定する書類（以下「積出証明書」という。）として取り扱っているロシア連邦の貨物税関申告書については、ロシア側とも協力しつつ、その真偽の確認を行っており、今後とも引き続き、外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）の適切な運用に努めていく考えである。

しかしながら、その具体的な確認方法を明らかにすることは、ロシア側との協力及び同法の適切な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二、四及び五について

貨物税関申告書のみを積出証明書として取り扱うことにより、ロシア連邦の漁船が韓国に向かう事態が生じた、ロシア連邦の水産物を運搬する第三国の船籍を持つ船が大幅に増えた等の御指摘のような事実は、承知していない。